



自然と歴史が織りなす景観を未来へ紡ぐ

琴平町景観計画

【 概要版 】

Landscape Planning for Kotohira Town 2018



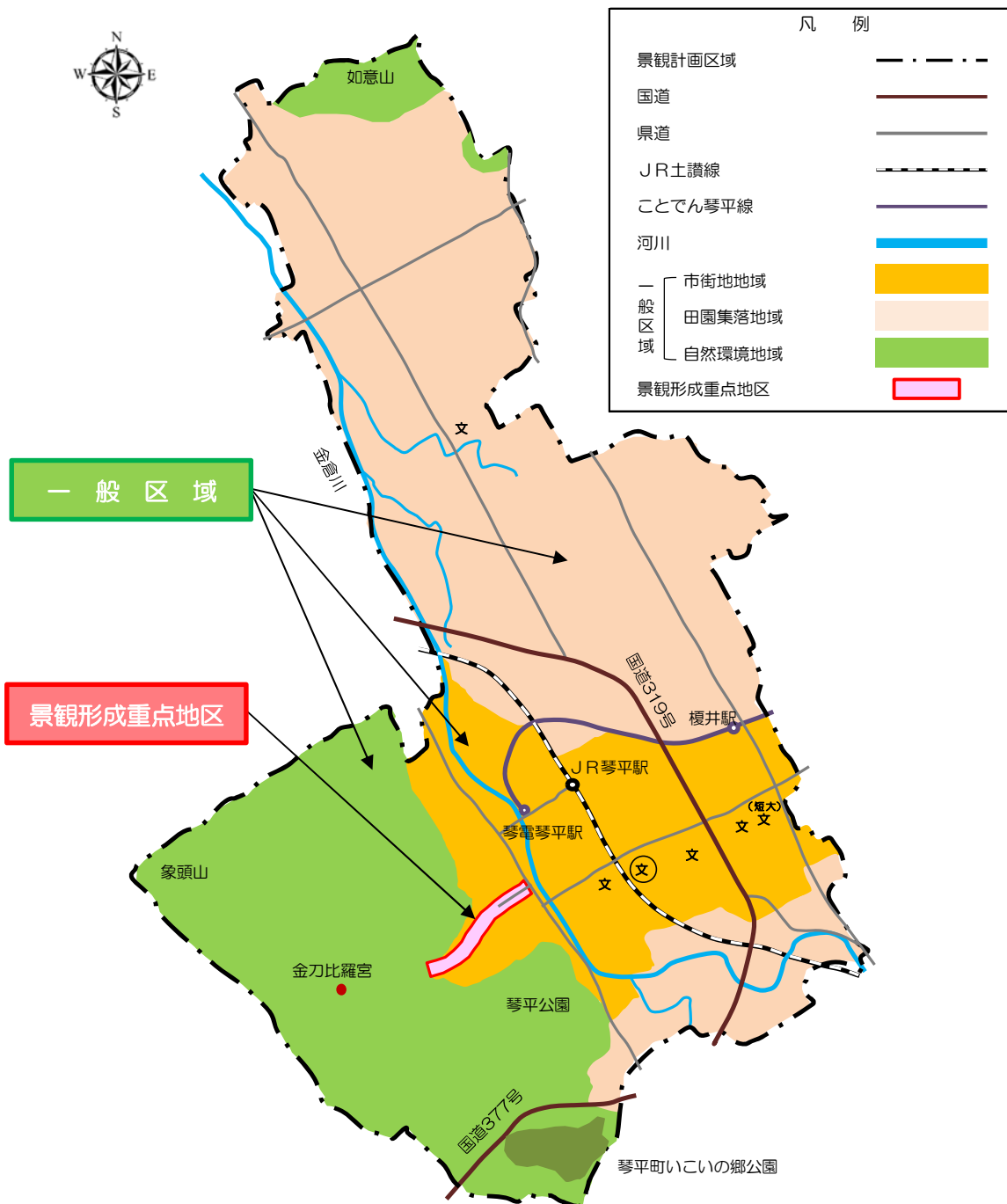
景観計画とは

景観計画とは、景観法の第八条に基づき、都市、その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域において、景観形成の方針や行為の制限事項等を定め、良好な景観の形成に向けて取り組むための計画です。

景観計画の区域

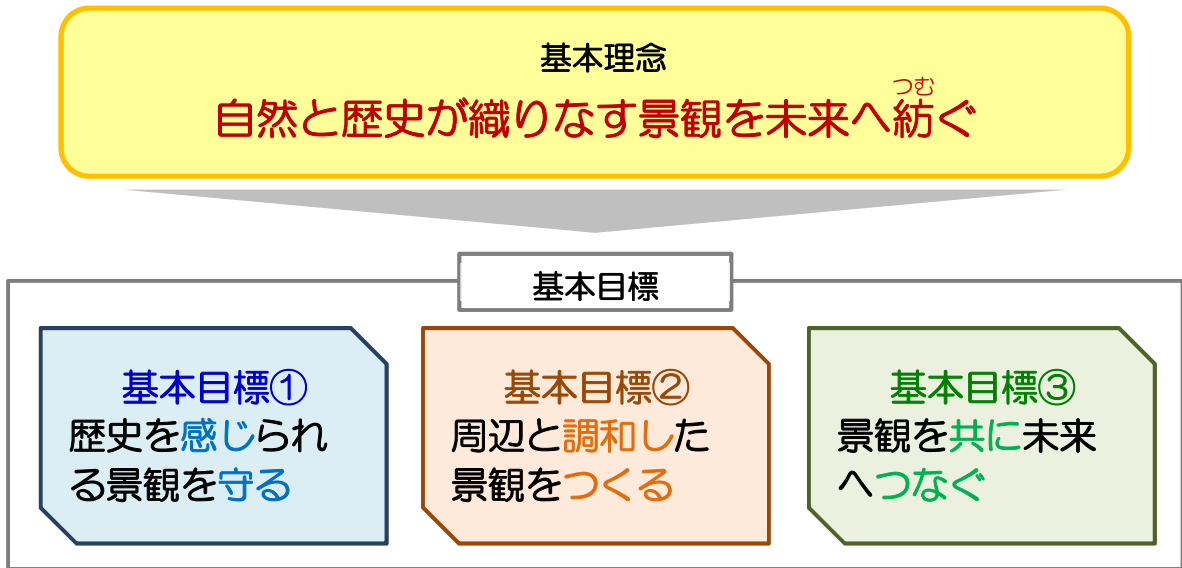
景観計画の対象となる景観計画区域は町全域とします。

景観計画区域のうち、本町の特徴的な景観や重要な景観資源を有する地区であって、観光客が訪れて居心地のよい景観や住民にとっても誇りに思える良好な景観形成を図る区域として金刀比羅宮参道周辺地区を「景観形成重点地区」とします。なお、「景観形成重点地区」以外の区域を「一般区域」とします。



良好な景観形成に関する方針

1. 景観形成に向けた基本理念と目標



2. 景観形成の方針

■一般区域の景観形成の方針

一般区域における地域の分類

地域	地域の考え方
市街地地域	・行政系施設、教育系施設、医療・福祉施設等の都市機能が集積し、多くの人々が居住する住宅が広がる地域
田園集落地域	・主に農業振興地域に指定されており、田、畑等の農地及び集落が広がる地域
自然環境地域	・自然公園法（特別地域）に指定されている地域 ・保安林に指定されているほか、樹林地が広がり自然環境を有した地域 ・自然環境を利用した公園として利用されている地域

【市街地地域の景観形成方針】

- ・本町の顔となる駅前空間の形成
- ・歴史を感じる商業空間の形成
- ・良好な住宅地景観の形成
- ・歩きやすい回遊空間の形成
- ・潤いを感じる緑の創出
- ・背景となる山並みとの調和



【田園集落地域の景観形成方針】

- ・良好な農業集落景観の形成
- ・地域における伝統文化の継承



【自然環境地域の景観形成方針】

- ・樹林地の保全
- ・公園等と周辺景観との調和
- ・市街地等を眺望できる眺望地としての活用



【道路景観の形成方針】

- ・沿道緑化の推進
- ・統一感のある道路景観



【水辺景観の形成方針】

- ・自然環境や景観との調和
- ・橋りょうのデザインや色彩における周辺景観、背景等との調和



【歴史街道景観の形成方針】

- ・歴史的資源の保全と顕在化



■景観形成重点地区の景観形成の方針

【金刀比羅宮参道周辺地区の景観形成方針】

- ・生業も含めた歴史的な景観の保全
- ・歴史的な風情や空間を有する連続したまち並みの創出
- ・屋外広告物等の統一



良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 届出対象行為

地域区分等		景観形成重点地区	一般区域	
			市街地地域	田園集落地域、自然環境地域
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの又は延面積が500㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は延面積が1,000㎡を超えるもの	
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が1/3以上のもの	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が1/2以上のもの	
	太陽光発電設備等(※1)	建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合の建築物にあっては、高さが10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積(※2)が50㎡を超えるもの	建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合の建築物にあっては、高さが10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積(※2)が100㎡を超えるもの	
工作物(※4)	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの(建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの) ただし、太陽光発電設備等にあっては、地上からパネル上端までの高さが5mを超えるもの又はモジュール面積が50㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの(建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの) ただし、太陽光発電設備等にあっては、地上からパネル上端までの高さが5mを超えるもの又はモジュール面積が100㎡を超えるもの	
		擁壁、門、垣、柵等	高さが3mを超えるもの	高さが5mを超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が1/3以上のもの	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が1/2以上のもの	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為(※3)	区域面積が1,000㎡を超えるもの		
土石の採取、鉱物の掘採		区域面積が1,000㎡を超えるもの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		その用に供される面積が10㎡を超えるものかつ堆積期間が90日以上	その用に供される面積が1,000㎡を超えるものかつ堆積期間が90日以上	

※1： 建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合には、建築物の一部に該当するものとみなす。

※2： モジュール面積とは、太陽光パネル部分の面積。

※3： 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。

※4： 屋外広告物は、景観法施行令第10条第1項第4号に基づき、香川県屋外広告物条例による許可を受けるものであれば、景観の届出対象外とする。ただし、届出対象建築物の外壁面において、香川県屋外広告物条例の適用除外となる屋外広告物を設置する場合には、建築物を利用する屋外広告物とみなし、建築物の届出の中で、確認を行う。

届出の対象となる工作物は、以下のとおりです。

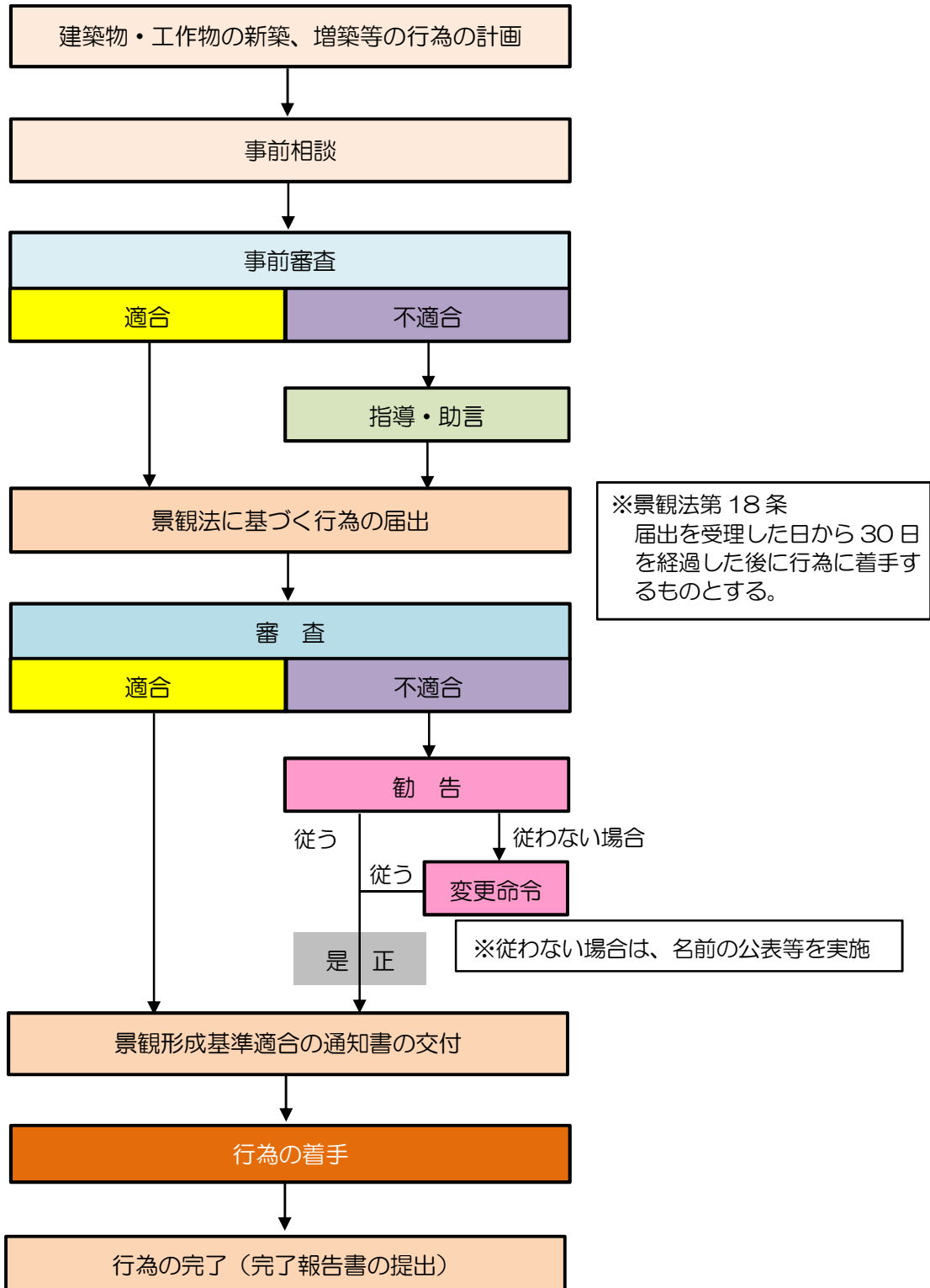
- ①煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③広告板、広告塔、アーチ広告、装飾塔その他これらに類するもの
- ④高架水槽、冷却塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤擁壁、門、垣、柵その他これらに類するもの
- ⑥メリーゴーラウンド、観覧車、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
- ⑦石油、ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ⑧自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの
- ⑨汚水処理施設、ごみ焼却施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
- ⑩太陽光発電設備等の施設で建築物に設置する以外のもの

2. 届出の流れ

届出があった日から 30 日以内に審査を行い、景観形成基準に適合していない場合には、勧告を行います。さらに勧告に従わない場合には、変更命令を出すこととなります。

【変更命令の対象となる特定届出対象行為】

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



3. 景観形成基準

良好な景観を形成するために、地域毎の景観特性に配慮した景観形成基準を定めます。建築物、工作物等における景観形成基準の項目は、以下のとおりです。

また、建築物色彩基準はマンセル表色系に適合したものとします。

景観形成基準項目	
建築物	配置・規模
	形態・意匠
	色彩
	素材・材料
	附帯する設備等
	建築物を利用する屋外広告物等
	外構・緑化等
工作物	配置・規模
	形態・意匠
	色彩
	素材・材料
開発行為	
土石の採取、鉱物の掘採	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	

建築物色彩基準（マンセル表色系）

一般区域

（市街地地域、田園集落地域、自然環境地域）

色相	彩度	明度
Y、YR、R	5以下	—
その他	3以下	—

景観形成重点地区

色相	彩度	明度
Y、YR、R	4以下	—
その他	2以下	—

※届出の対象となる規模よりも小規模な屋外広告物については、届出は不要ですが、良好な景観の形成のための望ましい基準（屋外広告物の設置に関する望ましい景観形成基準）を別途定めています。

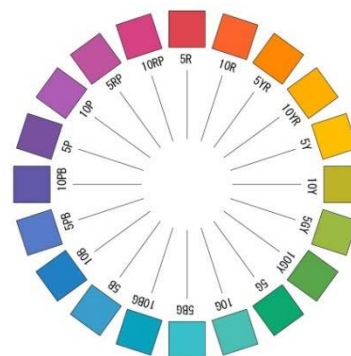
【マンセル表色系】

色を「色相」「明度」「彩度」によって定量的に示す体系のことです。

「色相」

色相は、10種の基本色、赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、それを10等分します。

10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。



マンセル色相環

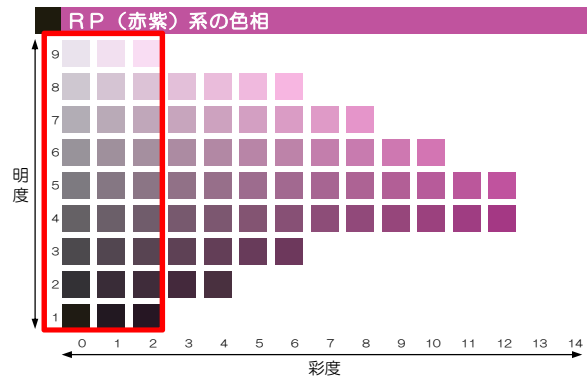
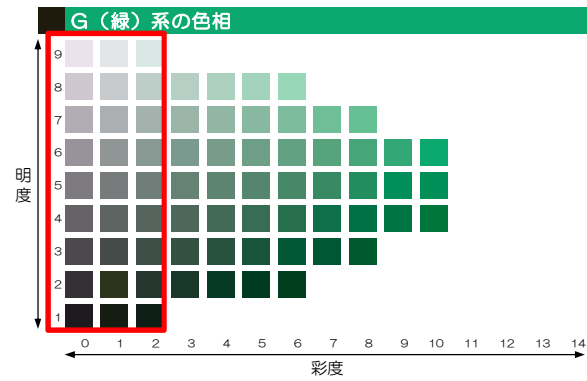
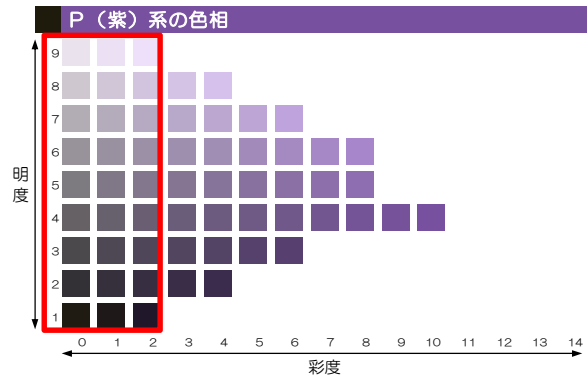
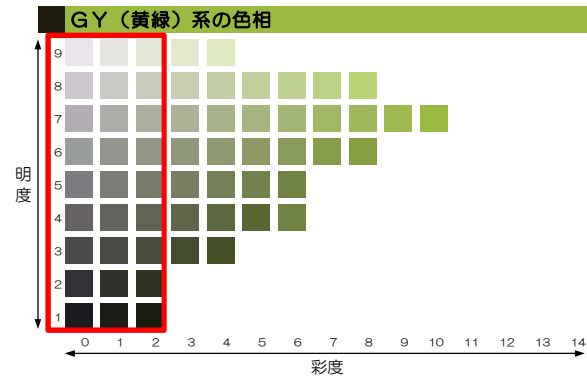
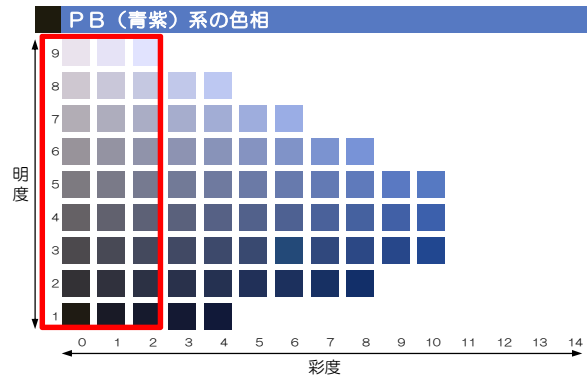
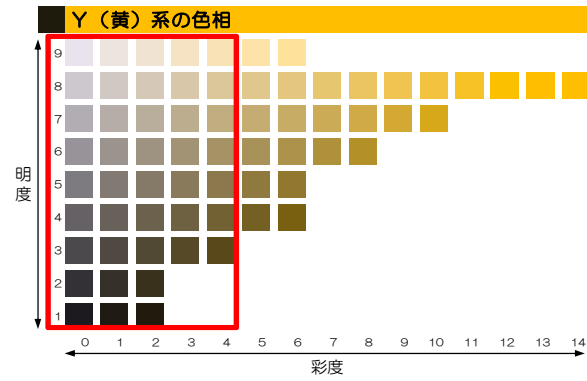
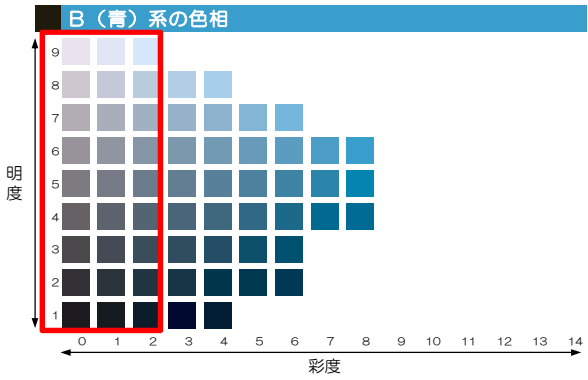
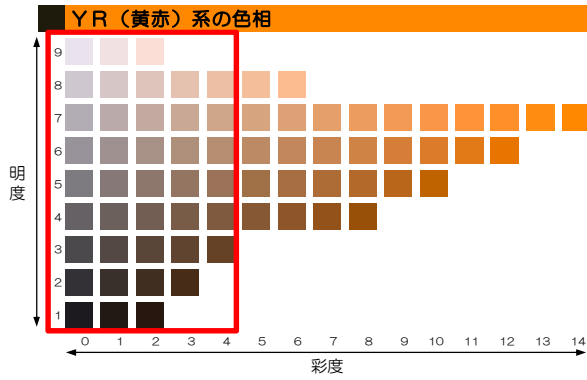
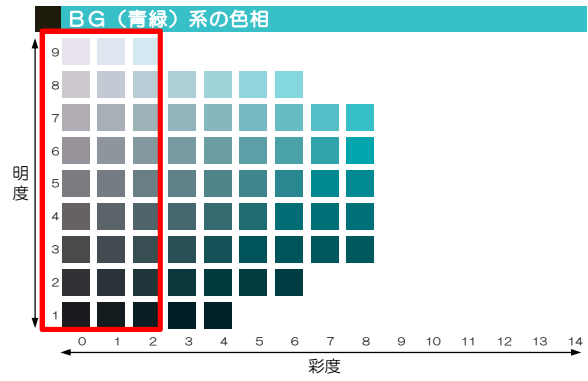
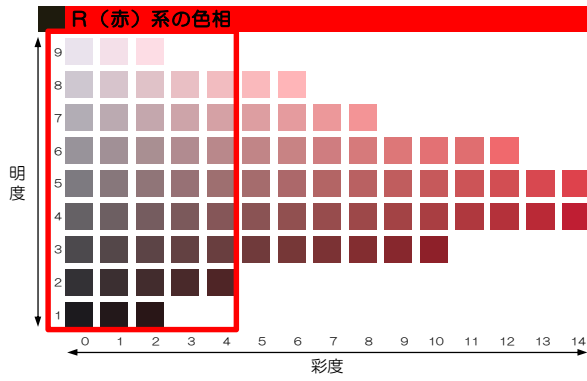
「明度」

明度は、明るさの度合いを数値で表し、数値が小さいほど暗い色で、数値が大きいほど明るい色となります。

「彩度」

彩度は、鮮やかさの度合いを数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0となります。

建築物色彩基準（景観形成重点地区の場合）



注：印刷のため、実際の色と異なる場合があります。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本町の長きにわたる歴史を物語る上で重要な建築物及び工作物等の建造物や良好な景観を形成する上で重要となる建造物を景観重要建造物に指定し、これらを保全し、後世へと継承していきます。

また、地域の自然や歴史・文化等からみて樹容が景観上の特徴を有するなど、良好な景観を形成する上で重要となる樹木を景観重要樹木に指定し、これらを保全、後世へと継承していきます。

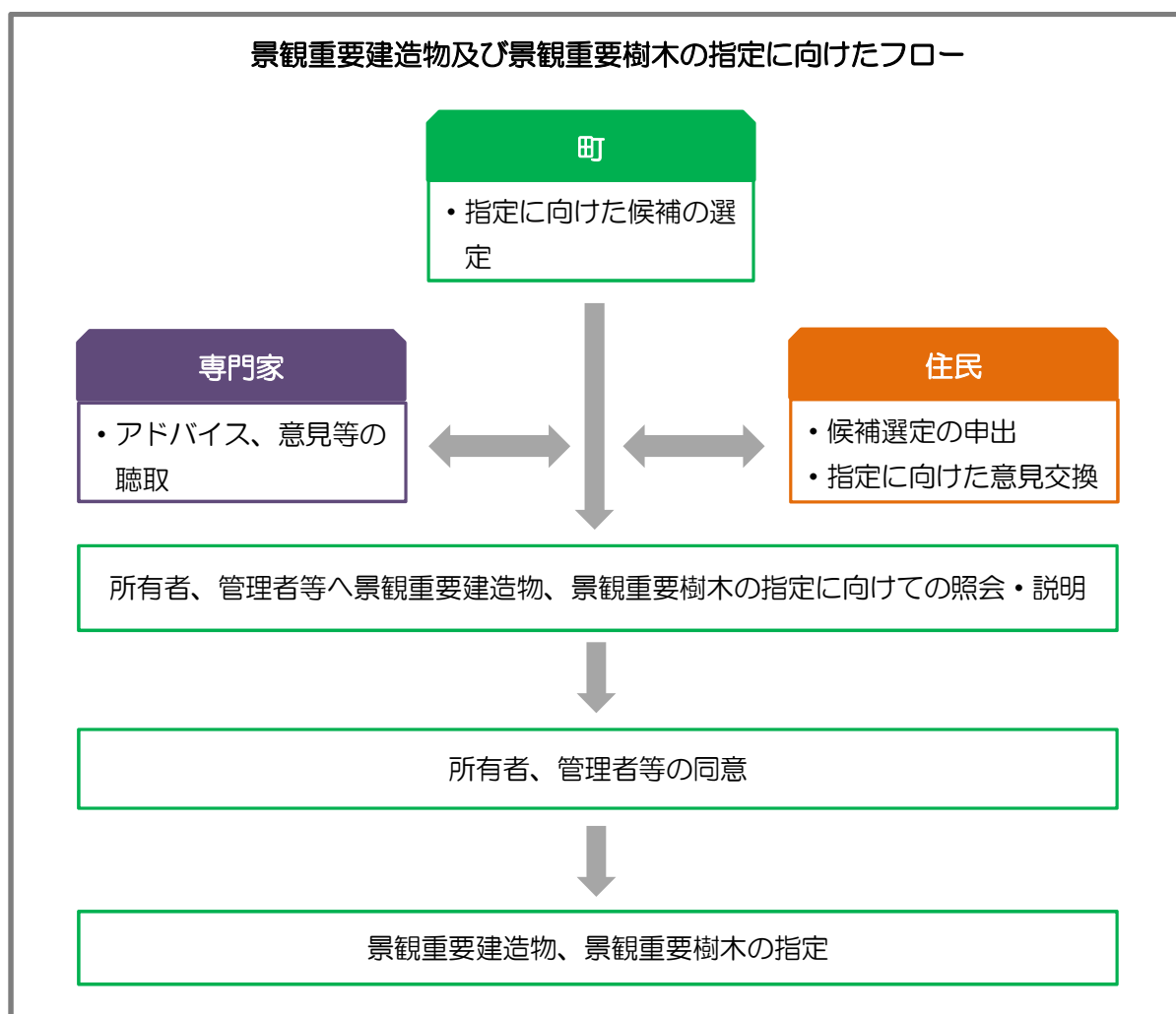
景観重要建造物の指定の方針

- ◆地域の歴史・文化と密接な関係を有し、地域の良好な景観構成要素となる建造物
- ◆歴史的又は建築的な価値を有する建造物
- ◆特徴的なデザインや外観等からシンボリック性を有した建造物
- ◆地域の住民に親しまれており、適正に維持管理が行われている建造物

景観重要樹木の指定の方針

- ◆樹姿や樹形が景観上優れており、地域のシンボリック的な存在の樹木
- ◆地域におけるランドマークになるなど、地域の良好な景観構成要素となる樹木
- ◆地域の住民に親しまれており、適正に維持管理が行われている樹木

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けたフロー



良好な景観形成の推進に向けた取組

1. 景観まちづくりにおける役割

■住民の役割

- 景観に対する理解と関心を持ち、景観づくりへの自主的な取組
- 景観の形成に向けた地域のルールづくりやルールの遵守
- 美化・清掃活動、緑化活動、景観まちづくりのイベントなどへの参加

■事業者の役割

- 事業所周辺の緑化推進や建築物、工作物、屋外広告物等におけるデザイン、色彩等への配慮
- 景観まちづくりに対する提案や様々な景観まちづくり活動への参画

■行政の役割

- 景観資源の位置・特性等に関する情報発信や景観に対する取組み等についての周知
- 景観について学習できる景観フォーラム、シンポジウム等の開催
- 良好な景観形成に向けて住民、関係者、行政等が議論できる場の創出

2. 計画の見直し

景観まちづくりの推進状況や地域の景観まちづくりに向けた機運の高まり、社会経済情勢の変化等を踏まえて、適時、本計画の見直しを検討することとします。

また、景観形成重点地区における良好な景観の形成度合やまちづくりの取組状況等を踏まえ、それらの評価・フィードバックを実施しながら住民や関係者における景観への取組みの熱意や熟度等も考慮に入れ、重点地区の段階的な拡大を検討します。

3. 推進体制

■景観まちづくり協議会

- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定、景観形成重点地区の拡大、景観まちづくりへの取組みに対する評価及び景観計画の見直しなどに対する助言を行う。
- 良好なまち並みづくりを推進することによって、観光客の回遊性を高め、地域の活性化につなげていくことを目的に、学識経験者、専門家、地域住民の代表、関係者等の様々な人で構成されるよう努める。

■庁内・関係機関との連携

- 庁内各部署が景観に対する共通認識を持ち、公共施設が良好な景観形成に寄与できるように、行政が先導的に景観まちづくりを進めていくための情報交換や庁内連携を推進する。
- 複数の市町に跨り存在する河川、道路等の公共施設や県が管理する公共施設などについては、関係機関が協力しながら広域的な景観形成に向けた取組みを推進する。

平成 30 年（2018 年）3 月

琴平町総務課

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

【TEL】 0877-75-6701（直通） 【FAX】 0877-73-2120

【E-mail】 kikaku@town.kotohira.lg.jp